

資料 2

国の基本指針の改正内容の概要について

1 改正内容の概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「子子法等改正法」）が第213回国会において成立し、その改正内容を踏まえ、国の基本指針が9月に改正され、新たに下記の項目が追加された。

- (1) 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- (2) 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
- (3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- (4) 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
- (5) 産後ケアに関する事業の追加

(1) 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加について

- ①子子法等改正法により新設され、新たに子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた。
- ②市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準が規定された。

(2) 児童発達支援センター等に関する事項等の追加について

子子法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、次の3項目が追加された。

- ①障害児支援の体制を整備するに当たり、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること
- ②地域の関係機関と連携し、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援体制の整備を行うこと
- ③市町村が子ども・子育て支援を行うに当たり、開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えること

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

子子法等改正法により創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について基本指針において位置付け等が規定された。

(4) 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

子子法等改正法により規定された経営情報の継続的な見える化について、基本指針において位置付け等が規定された。

(5) 産後ケアに関する事業の追加

- ①子子法等改正法により新設され、新たに子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた。
- ②市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準が規定された。

2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」の追加

子子法等改正法により基本指針が改正されたことにより、新たに「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」及び「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が追加された。そのため、教育・保育提供区域ごとに、市町村に居住する子どもの、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえ、計画期間における「量の見込み」及び設定した「量の見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」の設定が必要な事業は、全部で16事業から19事業に増加となった。

※第二期計画では全部で13事業で設定

地域子ども・子育て支援事業（19事業）

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 産後ケア事業（新規追加）※
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑦ 妊婦等包括相談支援事業（新規追加）※
- ⑧ 子育て世帯訪問支援事業（新規）
- ⑨ 児童育成支援拠点事業（新規）
- ⑩ 親子関係形成支援事業（新規）
- ⑪ 子育て短期支援事業
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- ⑬ 一時預かり事業
- ⑭ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規追加）※
- ⑮ 時間外保育（延長保育）事業
- ⑯ 病児（病後児）保育事業
- ⑰ 放課後児童健全育成事業
- ⑱ 実費徴収に係る補足給付事業
- ⑲ 多様な事業者の参入促進事業

※④産後ケア事業とは・・・

⇒退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる環境の支援を行う事業

※⑦妊婦等包括相談支援事業とは・・・

⇒妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援事業

※⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）・・・

⇒保育所等の施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所等に入所しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業